

入札公告

つぎのとおり、一般競争入札に付します。

平成28年 2月19日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院
院長 三河 義弘

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名及び数量
人材派遣（医師事務作業補助者）
- (2) 入札件名の内容
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間
平成28年4月1日～平成29年3月31日（1年間）
- (4) 履行場所
独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院
- (5) 入札方法
 - ① 第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。入札金額は、(3)に定める履行期間に(1)件名の履行に要する費用とする。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (2) 平成27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 平成26年度以降に、当病院と同等の契約実績が有ること。また、松江・出雲市内に支店又は営業所等が現にあること。
- (4) 以下のいずれかに該当すること。
 - ・一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

- ・特定労働者派遣事業の届出を行っている者であること。
- (5) 入札説明書及び仕様書、契約書（案）に記載されている事項であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類の虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 入札及び契約事項を示す場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、次のとおりとする。
 - 〒699-0293
 - 島根県松江市玉湯町湯町1-2
 - 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - 玉造病院 経理課
 - 電話 0852-62-1560
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - (1) の交付場所にて交付する。
- (3) 入札申込書受領期限
 - 平成28年3月4日（金） 12時00分まで
- (4) 開札の日時及び場所
 - 平成27年3月16日（金） 10時30分
 - 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 第一会議室（1階）

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
 - 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
 - 本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、

本入札公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求、要件を全て満たし、当該入札者の入札書が、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則 34 条及び 35 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規定 55 条によって第一交渉権を付された交渉権者と交渉を行い、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規定 56 条に基づき契約価格の決定を行った者を契約の相手とする。

(7) 契約価額の決定

契約価額は交渉権者との交渉により決定する。

(8) 詳細は入札説明書による。